令和8年3月市議会定例会付議事項の主要内容

No.	議案番号	付　議　事　項	主　要　内　容
1	報告第　１号	令和７年度高槻市一般会計補正予算（第７号）の専決処分報告について	＜補　正　額＞　３９０，５１９千円 ＜補正後の総額＞　１５６，１２１，７９３千円 ＜専　決　日＞　令和８年１月１９日
2	議案第　１号	令和７年度高槻市一般会計補正予算（第８号）	＜補　正　額＞　５，４５５，４８９千円 ＜補正後の総額＞　１６１，５７７，２８２千円 ＜繰越明許費補正＞ 別表繰越明許費補正のとおり ＜債務負担行為補正＞ 別表債務負担行為補正のとおり ＜地方債補正＞　１，３５１，５００千円 （６ページ参照）
3	議案第　２号	令和７年度高槻市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）	＜補　正　額＞　２８９，８７８千円 ＜補正後の総額＞　３３，８５０，３１３千円 （７ページ参照）
4	議案第　３号	令和７年度高槻市介護保険特別会計補正予算（第２号）	＜補　正　額＞　△７４１，８８１千円 ＜補正後の総額＞　３８，２２９，６９２千円 （７ページ参照）
5	議案第　４号	令和７年度高槻市後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）	＜補　正　額＞　９０，３９５千円 ＜補正後の総額＞　８，５７２，２２５千円 （７ページ参照）
6	議案第　５号	令和７年度高槻市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算（第１号）	＜補　正　額＞　１２，８４９千円 ＜補正後の総額＞　１７７，０７３千円 （７ページ参照）
7	議案第　６号	令和７年度高槻市財産区会計補正予算（第２号）	＜補　正　額＞　４８，６６３千円 ＜補正後の総額＞　４，６２１，２８５千円 （７ページ参照）
8	議案第　７号	令和７年度高槻市下水道等事業会計補正予算（第４号）	＜項　目＞　＜補正額＞　＜補正後の総額＞ 収益的収入　５４，４３９千円　８，９８８，４５７千円 収益的支出　△１１５，２９０千円　８，７５２，６５１千円 資本的収入　４３９，２４８千円　２，３８３，１４１千円 資本的支出　３９１，０００千円　５，１５１，７３２千円 ＜企業債補正＞　３２５，４００千円 （７ページ参照）

No.	議案番号	付　議　事　項	主　要　内　容
9	議案第　８号	令和７年度高槻市自動車運送事業会計補正予算（第２号）	＜　項　目　＞　＜　補　正　額　＞　＜補正後の総額＞ 収益的収入　４０，５７８千円　３，９５６，１０６千円 （７ページ参照）
10	議案第　９号	令和７年度高槻市水道事業会計補正予算（第３号）	＜　項　目　＞　＜　補　正　額　＞　＜補正後の総額＞ 資本的収入　１２６，０４３千円　８５５，６７３千円 資本的支出　１，７７５，９２１千円　４，１６０，３０２千円 （７ページ参照）
11	議案第　１０号	高槻市事務分掌条例中一部改正について	＜令和８年３月市議会提出予定条例議案概要のとおり＞ （１１～２１ページ参照）
12	議案第　１１号	高槻市行政手続条例中一部改正について	
13	議案第　１２号	一般職の職員の給与に関する条例中一部改正について	
14	議案第　１３号	高槻市市税条例中一部改正について	
15	議案第　１４号	高槻市火災予防条例中一部改正について	
16	議案第　１５号	高槻市消防団員等公務災害補償条例中一部改正について	
17	議案第　１６号	高槻市立総合スポーツセンター条例中一部改正について	
18	議案第　１７号	高槻市手数料条例中一部改正について	
19	議案第　１８号	高槻市営住宅条例中一部改正について	
20	議案第　１９号	高槻市下水道条例及び高槻市公設浄化槽条例中一部改正について	
21	議案第　２０号	高槻市特定都市河川浸水被害対策法に基づく雨水貯留浸透施設等の標識の設置に関する条例制定について	

No.	議案番号	付　議　事　項	主　要　内　容
22	議案第　２１　号	高槻市国民健康保険条例中一部改正について	＜令和８年３月市議会提出予定条例議案概要のとおり＞ （１１～２１ページ参照）
23	議案第　２２　号	高槻市介護保険条例中一部改正について	
24	議案第　２３　号	高槻市立幼保連携型認定こども園条例中一部改正について	
25	議案第　２４　号	高槻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例及び高槻市立幼保連携型認定こども園条例中一部改正について	
26	議案第　２５　号	高槻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例中一部改正について	
27	議案第　２６　号	高槻市自動車運送事業条例中一部改正について	
28	議案第　２７　号	高槻市水道事業条例中一部改正について	
29	議案第　２８　号	高槻市住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例制定について	
30	議案第　２９　号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例中一部改正について	
31	議案第　３０　号	高槻市道路線の認定及び廃止について	＜　認　定　＞ 塚原４２９号線　ほか６路線　３４７．８０ｍ ＜　廃　止　＞ 氷室町１４５号線　ほか１路線　９１．０４ｍ
32	議案第　３１　号	都市公園を設置すべき区域の決定について	＜　名　称　＞ 高槻城公園 ＜　区　域　＞ 高槻市野見町、大手町、各地内 ＜　種　別　＞ 地区公園 ＜ 提 案 理 由 ＞ 民間事業者が都市公園法で定める公園施設（便益施設）を設置するため

No.	議案番号	付　議　事　項	主　要　内　容	
33	議案第　３２　号	令和８年度高槻市一般会計予算	＜　総　　額　＞　　１５１，１８９，９６１千円 ＜　継　続　費　＞ グラウンド・ゴルフ場整備事業の総額及び年割額の設定 総額　　７４０，４１８千円 ８年度　　５５，１３６千円 ９年度　　６８５，２８２千円 小学校エレベーター設置事業の総額及び年割額の設定 総額　　１４０，０００千円 ８年度　　８４，０００千円 ９年度　　５６，０００千円 中学校エレベーター設置事業の総額及び年割額の設定 総額　　１３０，０００千円 ８年度　　７８，０００千円 ９年度　　５２，０００千円 ＜債務負担行為＞ 別表債務負担行為のとおり ＜　地　方　債　＞　　４，１１４，７００千円	令和８年度主要予算内容については別ファイルを参照
34	議案第　３３　号	令和８年度高槻市国民健康保険特別会計予算	＜　総　　額　＞　　３２，５４７，４７４千円 ＜債務負担行為＞ 別表債務負担行為のとおり	
35	議案第　３４　号	令和８年度高槻市介護保険特別会計予算	＜　総　　額　＞　　３８，９９９，８８４千円 ＜債務負担行為＞ 別表債務負担行為のとおり	
36	議案第　３５　号	令和８年度高槻市後期高齢者医療特別会計予算	＜　総　　額　＞　　９，２３２，９２７千円 ＜債務負担行為＞ 別表債務負担行為のとおり	
37	議案第　３６　号	令和８年度高槻市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算	＜　総　　額　＞　　１５３，０１６千円 ＜債務負担行為＞ 別表債務負担行為のとおり ＜　地　方　債　＞　　４７，２５８千円	
38	議案第　３７　号	令和８年度高槻市財産区会計予算	＜　総　　額　＞　　４，５０９，９２７千円	

No.	議案番号	付　議　事　項	主　要　内　容	
39	議案第　３８ 号	令和８年度高槻市下水道等事業会計予算	＜　項　目　＞　＜　総　額　＞ 収益的収入　９，０４９，４８８千円 収益的支出　９，３２１，６３４千円 資本的収入　１，８９４，５１３千円 資本的支出　４，５３８，９７５千円 ＜債務負担行為＞別表債務負担行為のとおり ＜　企　業　債　＞　１，４２４，８００千円	令和８年度主要予算内容については別ファイルを参照
40	議案第　３９ 号	令和８年度高槻市自動車運送事業会計予算	＜　項　目　＞　＜　総　額　＞ 収益的収入　４，１７３，０３５千円 収益的支出　４，２１１，７３８千円 資本的収入　４０１，０００千円 資本的支出　３１８，３５１千円	
41	議案第　４０ 号	令和８年度高槻市水道事業会計予算	＜　項　目　＞　＜　総　額　＞ 収益的収入　７，１５６，５８８千円 収益的支出　６，１８６，０３３千円 資本的収入　２１１，４２６千円 資本的支出　１，８１０，２９４千円 ＜債務負担行為＞別表債務負担行為のとおり	

令和７年度３月補正予算主要内容

種　別	事業名等	補正額(千円)	主要内容	
一般会計歳出				
危機管理室	防災設備等充実	15,014	○避難所におけるマンホールトイレの備品購入（７か所分）	17,704
市民生活環境部	戸籍事務	△ 2,579	法改正に伴う戸籍情報システム改修	8,176
	住民基本台帳事務	17,557	○法改正に伴う住民記録システム等改修	22,939
健康福祉部	生活福祉	721,103	○最高裁判決への対応を踏まえた生活保護費等の追加に係る給付費など	
子ども未来部	事業継続支援	9,750	○国の地域子ども・子育て支援事業における安定的な事業運営を継続するための支援に係る補助金など	
	認定こども園整備	20,830	○市立幼稚園の認定こども園化に伴う内部改修（１園）	117,907
	施設型保育給付	153,569	民間認定こども園等の保育給付費の増	
	地域型保育給付	120,779	小規模保育事業所等の保育給付費の増	
都市創造部	公園整備	59,700	○公園改良工事	
街にぎわい部	プレミアム付商品券	981,014	●プレミアム付商品券を１口分追加	
	ふるさと寄附金推進	49,591	ふるさと寄附見込の増額に伴う委託料等の増	
教育委員会	学校校舎改修	1,189,900	○大規模改修、直圧給水改修工事など（小学校１３校　中学校２校）	
	学校エレベーター設置	59,700	○設置に係る附帯工事（小学校１校　中学校１校）	61,000
	学校トイレ整備	838,000	○工事（小学校９校９か所　中学校１３校１６か所）	
その他	基金積立等	4,819,978	公共施設等総合管理基金	4,516,877
			財政調整基金	290,203
			森林環境譲与税基金	8,000
			など	
	繰出金等	△ 215,346	国民健康保険特別会計	△ 33,460
			介護保険特別会計	△ 192,207
			下水道等事業会計	△ 17,766
			自動車運送事業会計	40,578
			など	

種　別	事業名等	補正額(千円)	主要内容	
一般会計歳入	配当割交付金	294,000	決算見込みによる増	
	株式等譲渡所得割交付金	800,000	決算見込みによる増	
	地方消費税交付金	1,000,000	決算見込みによる増	
	地方交付税	1,780,013	国の補正予算による普通交付税の増	
	国庫支出金	△ 472,316	生活保護費等負担金	462,840
			生活困窮者就労準備支援事業費等補助金	103,983
			児童手当負担金	△ 1,343,454
			子どものための教育・保育給付交付金	192,438
			学校施設環境改善交付金	515,967
			など	
	府支出金	△ 324,309	地域医療介護総合確保基金事業費補助金	△ 78,030
			児童手当負担金	△ 155,523
			など	
	寄附金	818,100	都市計画寄附金	700,000
			ふるさと寄附金	100,000
			消防寄附金	15,000
			など	
	繰入金	△ 328,973	財政調整基金	△ 354,000
			母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計	18,863
			など	
	諸収入	525,287	ボートレース事業収入	300,966
			エネルギーセンター電気売払収入	65,000
			プレミアム付商品券販売収入	340,000
			など	
	市　債	1,351,500	児童福祉施設整備事業債	80,100
			道路整備事業債	56,300
			公園整備事業債	45,500
			学校等教育施設整備事業債	1,349,000
			など	

●は物価高騰対応関連の市独自施策、○は国の補正予算（第１号）に係る事業

種別	事業名等	補正額(千円)	主要内容
国民健康保険特別会計	（歳入）		
	国庫支出金	338	社会保障・税番号制度システム整備費補助金
	府支出金	323,000	普通交付金の増
	繰入金	△ 33,460	一般会計繰入金の減
	（歳出）		
	保険給付費	323,000	療養給付費の増など
	保健事業費	△ 28,457	決算見込みによる委託料の減など
	償還金	28,630	過年度分国庫負担金等の精算返還
介護保険特別会計	（歳入）		
	国庫支出金	△ 127,349	給付費等の負担割合に応じた減など
	支払基金交付金	△ 278,100	給付費等の負担割合に応じた減など
	府支出金	△ 144,945	給付費等の負担割合に応じた減など
	繰入金	△ 192,207	一般会計繰入金の減
	（歳出）		
	総務費	△ 65,426	介護認定事務事業費の減など
	保険給付費	△ 1,030,000	居宅介護サービス給付費の減など
	地域支援事業費	△ 6,210	任意事業費の減
	基金積立金	359,255	介護保険給付費等準備基金積立金の増
後期高齢者医療特別会計	（歳入）		
	保険料	90,395	後期高齢者医療保険料の増
	繰入金	△ 16,731	一般会計繰入金の減
	雑入	16,731	後期高齢者医療制度特別対策補助金
	（歳出）		
	後期高齢者医療広域連合納付金	90,395	後期高齢者医療広域連合への納付金の増

種別	事業名等	補正額(千円)	主要内容
母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計	（歳入）		
	諸収入	12,849	母子父子寡婦福祉資金貸付金元金収入の増
	（歳出）		
	貸付金	△ 6,014	母子父子寡婦福祉資金貸付金の減
	繰出金	18,863	一般会計繰出金の増
財産区会計	（歳入）		
	不動産売払収入	48,663	財産区財産処分代金
	（歳出）		
	繰出金	9,737	一般会計繰出金
下水道等事業会計	収益的収入	54,439	流域下水道維持管理負担金精算返納金の増など
	収益的支出	△ 115,290	流域下水道管理費の減、業務費の減など
	資本的収入	439,248	下水道事業債の増、国庫補助金の増など
	資本的支出	391,000	○地震対策・老朽化対策に係る工事費など 591,000
自動車運送事業会計	収益的収入	40,578	一般会計補助金の増
水道事業会計	資本的収入	126,043	一般会計負担金の増、国庫補助金の増
	資本的支出	1,775,921	○重要給水施設管路の耐震化等に係る工事費の増

○は国の補正予算（第１号）に係る事業

別表　繰越明許費補正

一般会計

款	項	事　業　名	金　額	
			補　正　前	補　正　後
2　総務費	1　総務管理費	○防災設備等充実事業	－	34,821　千円
		芥川城跡整備事業	－	2,035　千円
	3　戸籍住民基本台帳費	○住民基本台帳事務事業	－	22,939　千円
3　民生費	1　社会福祉費	高齢者福祉施設整備等補助事業	－	211,963　千円
		グラウンド・ゴルフ場整備事業	－	342,475　千円
		○中国残留邦人等自立支援事業	－	1,520　千円
	2　児童福祉費	○物価高対応子育て応援手当給付事業	－	243,260　千円
		○認定こども園整備事業	－	117,907　千円
	3　生活保護費	○生活保護総務管理事業	－	103,311　千円
		○生活保護扶助事業	－	615,448　千円
7　商工費	1　商工費	プレミアム付商品券事業	3,111,971　千円	4,092,985　千円
8　土木費	4　都市計画費	○公園整備事業	－	59,700　千円
10　教育費	1　教育総務費	保健給食課一般管理事業	－	46,013　千円
		教職員指導事業	－	9,456　千円
	2　小学校費	○小学校校舎改修事業	－	913,900　千円
		○小学校エレベーター設置事業	－	11,000　千円
		○小学校トイレ整備事業	－	305,000　千円

10　教育費	3　中学校費	○中学校校舎改修事業	－	276,000　千円
		○中学校エレベーター設置事業	－	50,000　千円
		○中学校トイレ整備事業	－	533,000　千円

○は国の補正予算（第１号）に係る事業

介護保険特別会計

款	項	事　業　名	金　額	
			補　正　前	補　正　後
1　総務費	1　総務管理費	介護保険一般事務事業	－	113,479　千円

別表　債務負担行為補正

一般会計

事　　項	期　　間		金　　額	
	補　正　前	補　正　後	補　正　前	補　正　後
福祉医療費助成システム改修業務 （重度障がい者医療費助成分）	－	令和　７年度から 令和　８年度まで	－	623　千円
障がい者福祉システム改修業務 （税制改正に伴う過渡期連携対応）	－	令和　７年度から 令和　８年度まで	－	13,991　千円
児童手当システム改修業務 （税制改正に伴う過渡期連携対応）	－	令和　７年度から 令和　８年度まで	－	1,401　千円
児童扶養手当システム改修業務 （税制改正に伴う過渡期連携対応）	－	令和　７年度から 令和　８年度まで	－	1,401　千円
福祉医療費助成システム改修業務 （ひとり親家庭医療費助成分）	－	令和　７年度から 令和　８年度まで	－	623　千円
福祉医療費助成システム改修業務 （子ども医療費助成分）	－	令和　７年度から 令和　８年度まで	－	623　千円

令和８年３月市議会提出予定条例議案概要

議案番号	付　議　事　項	理　由　及　び　要　旨	備　考
１０	高槻市事務分掌条例中一部改正について	多様化・高度化する行政課題に的確に対応し、重点施策を迅速かつ確実に推進していくため、事務の執行体制に関し次のとおり見直しを行う。 (1)　成長戦略本部 市長の直近下位の内部組織として市長が指定する政策案件に関する事務（現行：総合戦略部所管）を分掌する成長戦略本部を設置する。 (2)　危機管理本部 危機管理に関する事務を分掌する市長の直近下位の内部組織を危機管理本部（現行：危機管理室）とする。 (3)　総合政策部 総合戦略部の名称を総合政策部に改める。 (4)　総務部 新たに戸籍、住民基本台帳、印鑑登録証明及び国民年金に関する事務（現行：市民生活環境部所管）を所掌する。 (5)　市民共創部 市民生活環境部の名称を市民共創部に改める。 (6)　歴史にぎわい部 街にぎわい部の名称を歴史にぎわい部に改めるとともに、新たに芸術文化振興及び生涯学習に関する事務（現行：市民生活環境部所管）を所掌する。	令和８年４月１日から施行する。
１１	高槻市行政手続条例中一部改正について	「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和５年法律第６３号）」による行政手続法の一部改正に準じ、公示の方法による通知は、公示事項を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることにより行うこととする。（第１５条関係）	令和８年５月２１日から施行する。

<table>
<tr><td>１２</td><td>一般職の職員の給与に関する条例中一部改正について</td><td>国家公務員や警察職員との待遇の均衡を図るため、消防職員が災害が発生した市町村に緊急消防援助隊等として当該市町村に出動し、消防の応援又は支援に従事したときは、消防業務従事手当として日額２，１６０円を支給することとする。（別表第６関係）</td><td>公布の日から施行する。</td></tr>
<tr><td>１３</td><td>高槻市市税条例中一部改正について</td><td>１　固定資産税及び都市計画税関係
「特定都市河川及び特定都市河川流域を指定する件（令和７年国土交通省告示第４７２号）」による芥川特定都市河川及び芥川特定都市河川流域の指定に伴い、当該流域の次の表の左欄に掲げる特例対象の課税標準を軽減するために当該課税標準に乗じる割合を、条例で定めるに当たって参酌すべき同表右欄の地方税法で定める範囲を参酌して、同表の中欄のとおり定める。（附則第１９条の２関係）
<table>
<tr><th>特例対象</th><th>条例で定める割合</th><th>地方税法で定める範囲</th></tr>
<tr><td>特定都市河川流域の浸水被害を防止又は軽減させるため、民間事業者等が認定計画に基づき設置した雨水貯留浸透施設に係る固定資産税</td><td>３分の１</td><td>３分の１を参酌して６分の１以上２分の１以下の範囲内</td></tr>
<tr><td>洪水又は雨水の貯留機能を有する貯留機能保全区域として指定を受けた土地に係る固定資産税及び都市計画税</td><td>４分の３</td><td>４分の３を参酌して３分の２以上６分の５以下の範囲内</td></tr>
</table>
２　法人市民税関係
「地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和７年法律第７号）」及び「老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和７年法律第４７号）」による地方税法及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正に伴い、新たに創設された「マンション除却組合」に係る法人市民税の均等割について、同法の規定による他の組合と同様の取扱いとするほか、用語の規定整備を行う。（第１３条の２関係）</td><td>令和８年４月１日から施行する。</td></tr>
</table>

<table>
<tr>
<td>１４</td>
<td>高槻市火災予防条例中一部改正について</td>
<td>１　「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（令和７年総務省令第１０１号）」により、条例を定めるに当たって従うべき基準が改められたため、改正後の当該基準に従い、次のとおり改正を行う。
(1)　新たに簡易サウナ設備（屋外に設けるテント型サウナ室又はバレル型サウナ室に設ける放熱設備であって、定格出力６キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造を定める。（第７条の２関係）
(2)　簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）を設置する者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならないこととする。（第４４条関係）
２　住宅における火災の予防を推進するため、感震ブレーカーを市が普及の促進に努める出火防止等に資する物品として明記する。（第２９条の７関係）</td>
<td>令和８年３月３１日から施行する。</td>
</tr>
<tr>
<td>１５</td>
<td>高槻市消防団員等公務災害補償条例中一部改正について</td>
<td>「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（令和８年政令第１０号）」に基づき、次のとおり改正を行う。
(1)　消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を１０，０００円（現行：９，７００円）に、最高額を１５，０００円（現行：１４，５００円）に引き上げる。（第５条第２項関係）
(2)　扶養親族のある非常勤消防団員等の補償基礎額の加算額について、次のとおり改定を行う。（第５条第３項関係）
<table>
<tr><td>区　　分</td><td>改　正　後</td><td>現　　行</td></tr>
<tr><td>配　偶　者</td><td>廃　止</td><td>１００円</td></tr>
<tr><td>子</td><td>４３３円</td><td>３８３円</td></tr>
<tr><td>その他の扶養親族</td><td>現行どおり</td><td>２１７円</td></tr>
</table>
(3)　非常勤消防団員に係る補償基礎額を次のとおり引き上げる。（別表関係）
<table>
<tr><td rowspan="2">階　級</td><td colspan="3">勤　務　年　数</td></tr>
<tr><td>１０年未満</td><td>１０年以上
２０年未満</td><td>２０年以上</td></tr>
<tr><td>団長及び副団長</td><td>１３，３４０円
（１２，９００円）</td><td>１４，１７０円
（１３，７００円）</td><td>１５，０００円
（１４，５００円）</td></tr>
</table>
</td>
<td>令和８年４月１日から施行し、同日以後に支給すべき事由の生じた損害補償等について適用する。</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr>
<td></td>
<td></td>
<td>
<table>
<tr><td>分団長及び副分団長</td><td>１１，６７０円
（１１，３００円）</td><td>１２，５００円
（１２，１００円）</td><td>１３，３４０円
（１２，９００円）</td></tr>
<tr><td>部長、班長及び団員</td><td>１０，０００円
（　９，７００円）</td><td>１０，８４０円
（１０，５００円）</td><td>１１，６７０円
（１１，３００円）</td></tr>
</table>
※　括弧内の額は、現行の額
</td>
<td></td>
</tr>
<tr>
<td>１６</td>
<td>高槻市立総合スポーツセンター条例中一部改正について</td>
<td>
１　他のスポーツ施設との均衡を図るため、指定管理者は、次に掲げる場合には、それぞれに定める額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める額を市民プールに係る利用料金に加算することができることとする。（第８条関係）
(1)　市外在住者（市内通勤・通学者を除く。）が団体利用により利用する場合　利用料金の５割に相当する額
(2)　団体利用に係る利用者が入場料等を徴収する場合　利用料金の２倍に相当する額
２　堤運動広場の利用に係るニーズ及び状況を踏まえ、同広場における夜間照明設備の利用時間を次のとおり見直すとともに、当該時間に係る利用料金を１時間につき２，０８０円（現行：３０分につき１，０４０円）とする。（別表第５関係）
<table>
<tr><td rowspan="2">区　　分</td><td colspan="2">夜間照明設備の利用開始時間</td></tr>
<tr><td>改　正　後</td><td>現　　行</td></tr>
<tr><td>１月～３月・１０月～１２月</td><td>午後５時</td><td>午後６時</td></tr>
<tr><td>４月・５月・９月</td><td>午後６時</td><td>午後６時３０分</td></tr>
<tr><td>６月～８月</td><td>午後７時</td><td>午後７時３０分</td></tr>
</table>
３　利用者に適切な受益者負担を求めるため、郡家テニスコートに設置する駐車場の利用に係る利用料金は、指定管理者の収入とし、その上限額は、１日１回につき１時間までごとに１００円（３時間を超える場合にあっては、４００円）とするとともに、当該駐車場の利用時間を午前９時から午後５時（４月、５月及び９月にあっては午後６時、６月から８月までにあっては午後７時）までとする。（別表第８関係）
</td>
<td>令和８年４月１日から施行し、同日以後の申請に係る利用料金の加算について適用する。ただし、２及び３は、規則で定める日から施行し、同日以後の利用に係る利用料金等について適用する。</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr>
<td>１７</td>
<td>高槻市手数料条例中一部改正について</td>
<td>「老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和７年法律第４７号）」によるマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正により、次のとおり改正を行う。
(1)　要除却等認定マンションの建替え又は更新に係る容積率の特例の許可に加えて、高さ制限の特例の許可を行うこととなったことに伴い、当該許可に係る手数料を定めることとし、当該手数料の額は、現行の容積率の特例の許可に係る手数料と同額とする。（第２条及び別表第１２関係）
(2)　本条例で引用する法律の題名が改められたため、所要の規定整備を行う。（別表第１２関係）</td>
<td>令和８年４月１日から施行する。</td>
</tr>
<tr>
<td>１８</td>
<td>高槻市営住宅条例中一部改正について</td>
<td>１　速やかに市営住宅に入居することを必要としている者であって、市長が優先的に選考して入居させることができるものについて、市営富寿栄住宅の建て替えによる住戸の空き状況及び「公営住宅に係る優先入居の取扱いについて（令和５年１２月２６日付け国住備第１１９号国土交通省住宅局住宅総合整備課長通知）」を踏まえ、次のとおり見直す。（第１１条関係）
<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr>
<td>(1)　６０歳以上の者であって次のいずれかに該当するもの
ア　単身者
イ　同居者が６０歳以上又は１８歳未満の者のみである者
(2)　本人又は同居者が次のいずれかに該当する者
ア　障害者
イ　中国残留邦人等
ウ　ＤＶ被害者
エ　犯罪被害者
(3)　著しく所得の低い者</td>
<td>(1)　２０歳未満の子を扶養している寡婦
(2)　引揚者
(3)　炭鉱離職者
(4)　老人（６０歳以上の者）
(5)　障害者
(6)　生活環境の改善を図るべき地域に居住する者で市長が定める要件を備えている者
(7)　市長が定める基準の収入を有する低額所得者で速やかに市営住宅に入居することを必要としている者</td>
</tr>
</table>
</td>
<td>公布の日から施行する。ただし、２は、令和９年４月１日から施行する。</td>
</tr>
</table>

		(4)　ひとり親であって、現に同居する２０歳未満の者を扶養しているもの (5)　同居親族に１８歳に達する日以後最初の３月３１日までの間にある子がいる者 (6)　同居親族に１８歳未満の子が３人以上いる者 (7)　本人又は配偶者のいずれかが３９歳以下であって、同居者が配偶者のみである者 ２　効率的な管理運営を図るため、全ての市営住宅（現行：川西住宅のみ）及びその共同施設の維持管理等に係る業務を指定管理者に行わせることとする。（第４０条の１２関係）	
１９	高槻市下水道条例及び高槻市公設浄化槽条例中一部改正について	令和６年１月に発生した地震において、指定工事店が不足し、被災地での排水設備等の復旧が遅れたことを踏まえ、次に掲げる２条例に基づく排水設備等の新設等の工事について、市長が災害その他非常の場合に他の市長等の指定を受けた指定工事店に工事を行わせる必要があると認めるときは、当該指定工事店であっても当該工事を行うことができることとするほか、所要の規定整備を行う。 (1)　高槻市下水道条例（第１条関係） (2)　高槻市公設浄化槽条例（第２条関係）	公布の日から施行する。
２０	高槻市特定都市河川浸水被害対策法に基づく雨水貯留浸透施設等の標識の設置に関する条例制定について	「特定都市河川及び特定都市河川流域を指定する件（令和７年国土交通省告示第４７２号）」による芥川特定都市河川及び芥川特定都市河川流域の指定に伴い、雨水貯留浸透施設、保全調整池及び貯留機能保全区域の標識の設置に関し必要な事項を、条例を定めるに当たって参酌すべき国土交通省令で定める基準を参酌し、次のとおり定める。	令和８年４月１日から施行する。

<table>
<tr>
<td></td>
<td></td>
<td>
<table>
<tr><th>雨水貯留浸透施設の標識</th><th>保全調整池の標識</th><th>貯留機能保全区域の標識</th></tr>
<tr>
<td>(1)　雨水貯留浸透施設の名称
(2)　雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証番号
(3)　施設の容量（容量のない施設にあっては規模）及び構造の概要
(4)　施設が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は市長の許可を要する旨
(5)　施設の管理者及びその連絡先
(6)　標識の設置者及びその連絡先</td>
<td>(1)　保全調整池の名称及び指定番号
(2)　保全調整池の容量及び構造の概要
(3)　保全調整池が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は市長に届け出なければならない旨
(4)　保全調整池の管理者及びその連絡先
(5)　標識の設置者及びその連絡先</td>
<td>(1)　貯留機能保全区域の名称及び指定番号
(2)　貯留機能保全区域の位置
(3)　貯留機能保全区域の管理者及びその連絡先
(4)　標識の設置者及びその連絡先</td>
</tr>
</table>
</td>
<td></td>
</tr>
<tr>
<td>２１</td>
<td>高槻市国民健康保険条例中一部改正について</td>
<td>１　「国民健康保険法施行令及び国民健康保険法の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令（令和８年政令第２号）」による国民健康保険法施行令の一部改正に基づき、次のとおり改正を行う。
(1)　子ども・子育て支援金制度の創設に伴う改正
ア　各保険者が子ども・子育て支援金制度に要する費用を子ども・子育て支援納付金として拠出することとなったことに伴い、保険料賦課額に新たに「子ども・子育て支援納付金賦課額」を加える。（第１条の２及び第１７条の１１－第１７条の１４関係）
イ　アに伴い、子ども・子育て支援納付金賦課限度額を３０，０００円とする。（第１７条の１５関係）</td>
<td>令和８年４月１日から施行し、令和８年度分の保険料から適用する。</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr>
<td></td>
<td></td>
<td>ウ　本制度の創設に伴い、子どもがいる世帯の保険料額が増えないよう、１８歳に達する日以後の最初の３月３１日以前である被保険者に係る子ども・子育て支援納付金賦課額の均等割に対する軽減措置を設けるほか、基礎賦課額等と同様の軽減措置を設ける。（第２０条の２－第２０条の６関係）
(2)　被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する基準が改正されたことに伴い、保険料の軽減判定所得の算定において被保険者数及び特定同一世帯所属者数の合計数に乗じる金額を次のとおり引き上げる。（第２０条の２関係）
<table>
<tr><th>軽　減　世　帯</th><th>改 正 後</th><th>現　　行</th></tr>
<tr><td>５割軽減の対象となる世帯</td><td>３１０，０００円</td><td>３０５，０００円</td></tr>
<tr><td>２割軽減の対象となる世帯</td><td>５７０，０００円</td><td>５６０，０００円</td></tr>
</table>
(3)　その他所要の規定整備を行う。
２　令和８年度の市町村標準保険料率に係る大阪府の通知を受け、保険料の基礎賦課限度額を６６０，０００円（現行：６５０，０００円）とし、後期高齢者支援金等賦課限度額を２６０，０００円（現行：２４０，０００円）に引き上げる。（第１７条の５関係）
３　その他所要の規定整備を行う。</td>
<td></td>
</tr>
<tr>
<td>２２</td>
<td>高槻市介護保険条例中一部改正について</td>
<td>「介護保険法施行令の一部を改正する政令（令和７年政令第４２０号）」等により、税制改正による給与所得控除の見直しが第１号被保険者に係る令和８年度の保険料の算定に影響が生じないための措置が講じられたことに伴い、所得の額の算定方法及び保険料率の算定に関する基準について、給与所得控除の見直し前と同様の取り扱いとなるよう所要の改正を行う。（附則第１１条－第１３条関係）</td>
<td>令和８年４月１日から施行する。</td>
</tr>
<tr>
<td>２３</td>
<td>高槻市立幼保連携型認定こども園条例中一部改正について</td>
<td>１　子育て支援の充実を図るため、市立五領認定こども園に年度利用保育を行う分室として新たに「高槻市立五領認定こども園分室（高槻市上牧北駅前町８番１号、定員：６０人）」を設置する。（第２条、第３条、第１２条及び第１３条関係）
２　「児童福祉法等の一部を改正する法律（令和７年法律第２９号）」による子ども・子育て支援法の一部改正により、本条例において引用する同法の条項が移動したため、所要の規定整備を行う。（第４条及び第８条関係）
３　就労形態の多様化に伴う保育ニーズに対応するとともに、子どもの数が減少している</td>
<td>令和９年４月１日から施行する。ただし、２は令和８年４月１日から施行する。</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr>
<td></td>
<td></td>
<td>地域における集団規模の適正化のため、高槻市立認定こども園配置計画に基づき、新たに幼保連携型認定こども園を次のとおり設置する。（別表関係）
<table>
<tr><th>名　　称</th><th>位　　置</th><th>定　員</th></tr>
<tr><td>高槻市立北清水認定こども園</td><td>高槻市安岡寺町六丁目２番２号</td><td>１０５人</td></tr>
<tr><td>高槻市立松原認定こども園</td><td>高槻市沢良木町１８番２号</td><td>１２０人</td></tr>
</table>
４　高槻市立幼稚園条例を改正し、３による幼保連携型認定こども園の設置に伴い、市立高槻幼稚園、市立北清水幼稚園及び市立松原幼稚園を廃止する。（附則第３項関係）</td>
<td></td>
</tr>
<tr>
<td>２４</td>
<td>高槻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例及び高槻市立幼保連携型認定こども園条例中一部改正について</td>
<td>子育て世帯の負担軽減を図るため、次に掲げる２条例に基づく２歳児の利用者負担額及び保育料（随時利用保育料、送迎利用保育料、延長保育料及び病児保育料を除く。）を無料とする。
(1)　高槻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例（第１条関係）
(2)　高槻市立幼保連携型認定こども園条例（第２条関係）</td>
<td>令和８年４月１日から施行し、同年４月分の利用者負担額等から適用する。</td>
</tr>
<tr>
<td>２５</td>
<td>高槻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例中一部改正について</td>
<td>「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和６年法律第４７号）」による子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、特定乳児等通園支援事業（保育所等において満３歳未満の乳幼児に遊び及び生活の場を提供するなどの事業）の運営に関する基準を次のとおり定める。
(1)　暴力団の排除（第３条関係）
特定乳児等通園支援事業者は、暴力団又は暴力団員等であってはならないこととする。
(2)　その他の基準（第４条関係）
(1)のほか、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準については、内閣府令で定める基準の例によることとする。</td>
<td>令和８年４月１日から施行する。</td>
</tr>
<tr>
<td>２６</td>
<td>高槻市自動車運送事業条例中一部改正について</td>
<td>国土交通大臣が公示する貸切バスに係る運賃等の基準額（以下「基準額」という。）と市営バスの貸切自動車の運賃等の上限額との差異が縮小していることを踏まえ、基準額を勘案して柔軟に当該運賃等を設定できるようにするため、当該上限額は、基準額に７分の</td>
<td>令和８年４月１日から施行する。</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td></td><td>１０を乗じて得た額とするほか、所要の改正を行う。（第８条及び第１０条関係）</td><td></td></tr>
<tr><td>２７</td><td>高槻市水道事業条例中一部改正について</td><td>令和６年１月に発生した地震において、指定給水装置工事事業者が不足し、被災地での給水装置の復旧が遅れたことを踏まえ、給水装置の新設等の工事について、管理者が災害その他非常の場合に他の水道事業者等（他の水道事業者又は他の水道事業者が指定した指定給水装置工事事業者をいう。）に行わせる必要があると認めるときは、当該他の水道事業者等であっても当該工事を行うことができることとするほか、所要の規定整備を行う。（第５条、第１９条及び第３７条関係）</td><td>公布の日から施行する。</td></tr>
<tr><td>２８</td><td>高槻市住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例制定について</td><td>住宅宿泊事業が市民の生活環境に及ぼす影響に鑑み、市民及び宿泊者の双方にとって安全かつ安心で良好な環境の確保を図るため、住宅宿泊事業の実施の制限に関する区域及び期間並びに住宅宿泊事業者等が遵守すべき事項等について、次のとおり定める。
１　実施の制限（第３条関係）
住宅宿泊事業法第１８条の規定に基づき、住宅宿泊事業の実施を制限する区域及び期間は、次のとおりとする。
<table>
<tr><th></th><th>制限する区域</th><th>制限する期間</th></tr>
<tr><td>(1)</td><td>都市計画法第８条第１項第１号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域並びに旅館業法第３条第３項各号に掲げる施設の敷地の周囲から１００メートル以内の区域</td><td>通年</td></tr>
<tr><td>(2)</td><td>(1)以外の区域</td><td>次に掲げる期間以外の期間
ア　４月２７日から５月６日まで
イ　８月１１日から８月２０日まで
ウ　１２月２８日から翌年１月６日まで</td></tr>
</table></td><td>令和８年４月１日から施行する。ただし、現に営んでいる住宅宿泊事業については適用しない。</td></tr>
</table>

		２　周辺住民への説明（第４条関係） 　住宅宿泊事業に係る届出をしようとする者は、当該届出に係る住宅が住宅宿泊事業の用に供されるものであることについて、周辺地域の住民に対し、あらかじめ、対面又は書面により説明しなければならないこととする。 ３　苦情等への対応（第５条関係） 　住宅宿泊事業者は、周辺住民等から苦情又は問合せがあったときは、誠実かつ速やかに対応しなければならないこととする。 ４　廃棄物の適正処理（第６条関係） 　住宅宿泊事業者は、事業によって生じた廃棄物について、関係法令を遵守して、適切に処理しなければならないこととする。 ５　監督処分（第７条関係） (1)　市長は、住宅宿泊事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、住宅宿泊事業者に対して、業務の方法の変更その他業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができることとする。 (2)　市長は、住宅宿泊事業者が(1)の命令に違反したときは、期限を定めて、その業務の全部又は一部の停止を命ずることができることとする。 (3)　市長は、(1)及び(2)の命令をした場合であって、他の方法により監督の目的を達することができないときは、住宅宿泊事業の廃止を命ずることができることとする。	
２９	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例中一部改正について	１　学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する事項の増加及び職務の内容等を勘案し、学校運営協議会の委員の報酬日額を９，１００円（現行：３，０００円）に引き上げる。（別表第１関係） ２　学校環境衛生に係る指導・助言の機会の増加等を勘案し、学校保健安全法に基づき学校における保健管理に関する専門業務に従事する小学校薬剤師及び中学校薬剤師の報酬年額を１６５，０００円（現行：１４５，０００円）に引き上げる。（別表第３関係）	令和８年４月１日から施行する。

予　算　の　比　較　表　等

１．各　会　計　対　前　年　度　比　較　表

（単位　：　千円）

会計別		令和８年度 当初予算額 (A)	構成比 (A)/(a)	令和７年度 当初予算額 (B)	構成比 (B)/(b)	現計予算額 (C)	構成比 (C)/(c)	比較 当初比較 (A)−(B) (D)	増減率 (D)/(B)	現計比較 (A)−(C) (E)	増減率 (E)/(C)
一般会計		151,189,961	% 57.5	149,463,564	% 57.5	155,731,274	% 58.0	1,726,397	% 1.2	△ 4,541,313	% △ 2.9
特別会計		111,830,253	42.5	110,697,735	42.5	112,824,277	42.0	1,132,518	1.0	△ 994,024	△ 0.9
特別会計の内訳	国民健康保険特別会計	32,547,474	12.4	33,416,508	12.8	33,560,435	12.5	△ 869,034	△ 2.6	△ 1,012,961	△ 3.0
	介護保険特別会計	38,999,884	14.8	37,628,280	14.5	38,971,573	14.5	1,371,604	3.6	28,311	0.1
	後期高齢者医療特別会計	9,232,927	3.5	8,171,826	3.1	8,481,830	3.2	1,061,101	13.0	751,097	8.9
	母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計	153,016	0.1	164,224	0.1	164,224	0.1	△ 11,208	△ 6.8	△ 11,208	△ 6.8
	財産区会計	4,509,927	1.7	4,484,976	1.7	4,572,622	1.7	24,951	0.6	△ 62,695	△ 1.4
	下水道等事業会計	13,860,609	5.3	13,518,648	5.2	13,628,673	5.1	341,961	2.5	231,936	1.7
	自動車運送事業会計	4,530,089	1.7	4,945,183	1.9	5,041,250	1.9	△ 415,094	△ 8.4	△ 511,161	△ 10.1
	水道事業会計	7,996,327	3.0	8,368,090	3.2	8,403,670	3.1	△ 371,763	△ 4.4	△ 407,343	△ 4.8
合計		(a) 263,020,214	100.0	(b) 260,161,299	100.0	(c) 268,555,551	100.0	2,858,915	1.1	△ 5,535,337	△ 2.1

※　端数処理については、表示単位未満で行っている。（以下同じ）

※　令和７年度現計予算額は、令和７年１２月議会議決後までの額である。（以下同じ）

２．一　般　会　計

（１）　歳　入　予　算　対　前　年　度　比　較　表

（単位　：　千円）

科目	令和８年度 当初予算額 (A)	令和８年度 構成比 (A)/(a)	令和７年度 当初予算額 (B)	令和７年度 構成比 (B)/(b)	令和７年度 現計予算額 (C)	令和７年度 構成比 (C)/(c)	比較 当初比較 (A)−(B) (D)	比較 増減率 (D)/(B)	比較 現計比較 (A)−(C) (E)	比較 増減率 (E)/(C)
		%		%		%		%		%
1. 市税	55,535,259	36.7	54,311,086	36.3	54,311,086	34.9	1,224,173	2.3	1,224,173	2.3
2. 地方譲与税	630,000	0.4	632,000	0.4	632,000	0.4	△ 2,000	△ 0.3	△ 2,000	△ 0.3
3. 利子割交付金	150,000	0.1	150,000	0.1	150,000	0.1	0	0.0	0	0.0
4. 配当割交付金	600,000	0.4	306,000	0.2	306,000	0.2	294,000	96.1	294,000	96.1
5. 株式等譲渡所得割交付金	800,000	0.5	200,000	0.1	200,000	0.1	600,000	300.0	600,000	300.0
6. 地方消費税交付金	8,800,000	5.8	7,800,000	5.2	7,800,000	5.0	1,000,000	12.8	1,000,000	12.8
7. 法人事業税交付金	920,000	0.6	882,000	0.6	882,000	0.6	38,000	4.3	38,000	4.3
8. ゴルフ場利用税交付金	43,400	0.0	43,400	0.0	43,400	0.0	0	0.0	0	0.0
9. 環境性能割交付金	1	0.0	183,000	0.1	183,000	0.1	△ 182,999	△ 100.0	△ 182,999	△ 100.0
10. 地方特例交付金	530,000	0.4	319,000	0.2	337,543	0.2	211,000	66.1	192,457	57.0
11. 地方交付税	16,100,000	10.6	15,400,000	10.3	16,637,966	10.7	700,000	4.5	△ 537,966	△ 3.2
12. 交通安全対策特別交付金	27,000	0.0	32,000	0.0	32,000	0.0	△ 5,000	△ 15.6	△ 5,000	△ 15.6
13. 分担金及び負担金	790,138	0.5	1,040,685	0.7	1,046,197	0.7	△ 250,547	△ 24.1	△ 256,059	△ 24.5
14. 使用料及び手数料	1,865,282	1.2	2,261,968	1.5	2,261,968	1.5	△ 396,686	△ 17.5	△ 396,686	△ 17.5
15. 国庫支出金	35,009,343	23.2	35,824,510	24.0	39,302,568	25.2	△ 815,167	△ 2.3	△ 4,293,225	△ 10.9
16. 府支出金	13,880,866	9.2	12,826,262	8.6	12,825,450	8.2	1,054,604	8.2	1,055,416	8.2
17. 財産収入	331,605	0.2	255,879	0.2	257,571	0.2	75,726	29.6	74,034	28.7
18. 寄附金	1,000,002	0.7	800,002	0.5	800,002	0.5	200,000	25.0	200,000	25.0
19. 繰入金	7,195,330	4.8	6,566,504	4.4	4,431,504	2.8	628,826	9.6	2,763,826	62.4
20. 諸収入	2,867,035	1.9	3,725,468	2.5	4,940,462	3.2	△ 858,433	△ 23.0	△ 2,073,427	△ 42.0
21. 市債	4,114,700	2.7	5,903,800	3.9	4,827,400	3.1	△ 1,789,100	△ 30.3	△ 712,700	△ 14.8
「繰越金」	0	0.0	0	0.0	3,523,157	2.3	0	0.0	△ 3,523,157	皆減
歳入合計	(a) 151,189,961	100.0	(b) 149,463,564	100.0	(c) 155,731,274	100.0	1,726,397	1.2	△ 4,541,313	△ 2.9

（２）　歳　出　予　算　対　前　年　度　比　較　表

（単位　：　千円）

科目	令和８年度 当初予算額 (A)	構成比 (A)/(a)	令和７年度 当初予算額 (B)	構成比 (B)/(b)	現計予算額 (C)	構成比 (C)/(c)	比較 当初比較 (A)−(B) (D)	増減率 (D)/(B)	現計比較 (A)−(C) (E)	増減率 (E)/(C)
		%		%		%		%		%
1. 議会費	656,385	0.4	657,442	0.4	662,280	0.4	△ 1,057	△ 0.2	△ 5,895	△ 0.9
2. 総務費	16,270,218	10.8	14,161,051	9.5	14,257,085	9.2	2,109,167	14.9	2,013,133	14.1
3. 民生費	84,368,970	55.8	83,050,384	55.6	84,693,722	54.4	1,318,586	1.6	△ 324,752	△ 0.4
4. 衛生費	13,218,726	8.7	12,813,996	8.6	12,236,629	7.9	404,730	3.2	982,097	8.0
5. 労働費	62,815	0.0	52,263	0.0	54,387	0.0	10,552	20.2	8,428	15.5
6. 農林水産業費	903,851	0.6	803,665	0.5	822,341	0.5	100,186	12.5	81,510	9.9
7. 商工費	917,592	0.6	1,012,514	0.7	4,128,099	2.7	△ 94,922	△ 9.4	△ 3,210,507	△ 77.8
8. 土木費	12,258,501	8.1	11,630,273	7.8	11,853,128	7.6	628,228	5.4	405,373	3.4
9. 消防費	3,875,863	2.6	4,735,969	3.2	4,814,047	3.1	△ 860,106	△ 18.2	△ 938,184	△ 19.5
10. 教育費	11,404,562	7.5	13,806,895	9.2	13,788,651	8.9	△ 2,402,333	△ 17.4	△ 2,384,089	△ 17.3
11. 公債費	5,751,747	3.8	6,150,894	4.1	6,073,414	3.9	△ 399,147	△ 6.5	△ 321,667	△ 5.3
12. 諸支出金	1,300,731	0.9	388,218	0.3	2,150,218	1.4	912,513	235.1	△ 849,487	△ 39.5
13. 予備費	200,000	0.1	200,000	0.1	197,273	0.1	0	0.0	2,727	1.4
歳出合計	(a) 151,189,961	100.0	(b) 149,463,564	100.0	(c) 155,731,274	100.0	1,726,397	1.2	△ 4,541,313	△ 2.9

＜引上げ分の地方消費税が充てられる社会保障経費＞
【歳入】　地方消費税交付金（社会保障財源化分）　5,300,000千円
【歳出】　（民生費）社会福祉費　14,236,675千円（うち一般財源　4,091,178千円）
　　（民生費）児童福祉費　26,826,103千円（うち一般財源　8,465,832千円）
　　（民生費）生活保護費　10,805,336千円（うち一般財源　2,721,846千円）
※各科目に計上した社会保障施策に要する経費（事務費及び人件費は除く）

＜入湯税の使途状況＞
【歳入】　入湯税　27,079千円
【歳出】　観光振興　1,294,366千円（うち一般財源　384,557千円）

＜都市計画税の使途状況＞
【歳入】　都市計画税　4,310,665千円
【歳出】　都市計画事業　4,917,549千円（うち一般財源等　3,472,899千円）
　　土地区画整理事業　180,343千円（うち一般財源　102,954千円）
　　地方債償還　1,660,945千円（うち一般財源　1,660,945千円）

＜事業所税の使途状況＞
【歳入】　事業所税　1,171,611千円
【歳出】　徴税費　15,200千円（うち一般財源　12,900千円）
　　都市環境の整備　12,026,101千円（うち一般財源等　6,863,630千円）

（３） 歳 出 予 算 経 費 別 分 類 対 前 年 度 比 較 表

（単位 ： 千円）

科目	令和８年度 当初予算額 (A)	構成比 (A)/(a)	令和７年度 当初予算額 (B)	構成比 (B)/(b)	現計予算額 (C)	構成比 (C)/(c)	比較 当初比較 (A)−(B) (D)	増減率 (D)/(B)	現計比較 (A)−(C) (E)	増減率 (E)/(C)
		%		%		%		%		%
1. 消費的経費	113,928,390	75.4	112,089,201	75.0	117,667,205	75.6	1,839,189	1.6	△ 3,738,815	△ 3.2
人件費	25,491,698	16.9	24,052,414	16.1	24,277,844	15.6	1,439,284	6.0	1,213,854	5.0
物件費	23,526,652	15.6	23,453,701	15.7	24,189,218	15.5	72,951	0.3	△ 662,566	△ 2.7
維持補修費	1,989,061	1.3	1,723,129	1.2	1,723,129	1.1	265,932	15.4	265,932	15.4
扶助費	53,073,344	35.1	52,326,921	35.0	52,353,606	33.6	746,423	1.4	719,738	1.4
補助費等	9,847,635	6.5	10,533,036	7.0	15,123,408	9.7	△ 685,401	△ 6.5	△ 5,275,773	△ 34.9
2. 投資的経費	14,044,164	9.3	14,822,514	9.9	13,831,709	8.9	△ 778,350	△ 5.3	212,455	1.5
3. 公債費	5,751,747	3.8	6,150,894	4.1	6,073,414	3.9	△ 399,147	△ 6.5	△ 321,667	△ 5.3
4. 投資及び出資金・貸付金	302,729	0.2	322,219	0.2	322,219	0.2	△ 19,490	△ 6.0	△ 19,490	△ 6.0
5. 繰出金	16,094,949	10.6	15,711,183	10.5	15,709,901	10.1	383,766	2.4	385,048	2.5
6. 積立金	867,982	0.6	167,553	0.1	1,929,553	1.2	700,429	418.0	△ 1,061,571	△ 55.0
7. 予備費	200,000	0.1	200,000	0.1	197,273	0.1	0	0.0	2,727	1.4
歳出合計	(a) 151,189,961	100.0	(b) 149,463,564	100.0	(c) 155,731,274	100.0	1,726,397	1.2	△ 4,541,313	△ 2.9

別表　債務負担行為

一般会計

事　　項	期　　間	限　　度　　額
市役所本館非常用発電機改修工事	令和　８年度から 令和　９年度まで	２１３，８２７千円
広報誌製作支援業務	令和　９年度	３，１３１千円
新公共施設整備基本計画策定業務	令和　９年度	４，２１３千円
富田支所等新築設計業務	令和　９年度	８，５００千円
今城塚古代歴史館空調設備等最適化支援業務	令和　９年度	８，１４０千円
今城塚古代歴史館空調設備等改修事業	令和　８年度から 令和１１年度まで	４４１，００５千円
納税通知書等印刷及び封入封緘業務	令和　８年度から 令和　９年度まで	５１，１１９千円
大阪府知事選挙及び府議会議員選挙事業	令和　８年度から 令和　９年度まで	７０，０００千円
高槻市長選挙及び市議会議員選挙事業	令和　８年度から 令和　９年度まで	１２８，０００千円
障がい者福祉システム標準化移行業務	令和　８年度から 令和　９年度まで	３７０，０００千円
高齢者福祉システム移行業務	令和　８年度から 令和　９年度まで	２７，０００千円
児童手当システム標準化移行業務	令和　８年度から 令和　９年度まで	６１，２９５千円
児童扶養手当システム標準化移行業務	令和　８年度から 令和　９年度まで	７２，００７千円
高槻市立高槻認定こども園分室等運営業務	令和　９年度から 令和１１年度まで	６２５，０００千円

高槻市立五領認定こども園分室運営業務	令和　９年度から 令和１１年度まで	３２７，０００千円
高槻市立子育て総合支援センター屋外広場実施設計業務	令和　８年度から 令和　９年度まで	４，４９３千円
塵芥収集車両賃貸借	令和　９年度	１，６１７千円
ボイラー・タービン定期安全管理審査業務	令和　９年度	２００千円
ＪＲ高槻駅北側エスカレーター整備工事	令和　９年度	５２３，２００千円
摂津峡連絡橋調査設計業務	令和　９年度	３７，５００千円
摂津峡公園再整備設計業務	令和　９年度	５，０００千円
消防車両更新事業	令和　８年度から 令和　９年度まで	２６５，１５０千円
外国語指導助手派遣業務	令和　８年度から 令和　９年度まで	４９，９００千円
公共用地先行取得事業	令和８年度から、高槻市が用地買収を完了するまで	高槻市土地開発公社が高槻市からの先行取得依頼に基づき、先行取得額４９５，６００千円を限度として、先行取得する用地取得費と事務費及び利子に相当する額
土地開発公社資金融通債務保証	令和　８年度	１，０００，０００千円
協同組合等資金融通損失補償	令和　８年度から 令和１８年度まで	金融機関が協同組合等に対し貸付を行ったことにより損失を生じたとき、契約の限度額を３００，０００千円の範囲内とする損失補償

国民健康保険特別会計

事　　項	期　　間	限　　度　　額
国民健康保険料納入通知書等印刷及び封入封緘業務	令和　８年度から 令和　９年度まで	３０，０００千円

介護保険特別会計

事　　項	期　　間	限　　度　　額
介護保険負担割合証等印刷及び封入封緘業務	令和　８年度から 令和　９年度まで	５，６００千円
介護保険料納入通知書等印刷及び封入封緘業務	令和　９年度	２５，０００千円

後期高齢者医療特別会計

事　　項	期　　間	限　　度　　額
後期高齢者医療保険料納入通知書等印刷及び封入封緘業務	令和　９年度	１５，０００千円

母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計

事　　項	期　　間	限　　度　　額
コンビニエンスストア収納代行業務	令和　９年度	１８９千円

下水道等事業会計

事　　項	期　　間	限　　度　　額
雨水取口等電気設備更新工事	令和　９年度	３１，５００千円

水道事業会計

事　　項	期　　間	限　　度　　額
地下水採取量調査業務	令和　８年度から 令和　９年度まで	３８，９４０千円
上下水道料金システム移行用データ抽出業務	令和　８年度から 令和　９年度まで	１２，０００千円